

厚木市指令第 365 号
令和 2 年 6 月 8 日

一般廃棄物処分業許可証

厚木市金田 1141 番地 3
ベストトレーディング株式会社
代表取締役 堀内 継由 様

厚木市長 小林 常良



令和元年 7 月 1 日に申請のありました一般廃棄物処分業を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 許可番号 | 第 2-106 号 |
| 2 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市金田 1141 番地 3
ベストトレーディング株式会社 |
| 3 事業の範囲 | |
| (1) 業の種類 | 処分 |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ (一般廃棄物) |
| 4 許可区域 | 厚木市内 |
| 5 許可期間 | 令和元年 7 月 9 日から
令和 3 年 7 月 8 日まで |
| 6 許可条件 | 裏面のとおり |
| 7 備考 | |

(処分業)

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。
- 2 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 22 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 搬入された一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。
- 5 処分できる一般廃棄物は、許可証で別に定める一般廃棄物の処分のできる事業区域から排出されたものに限る。
- 6 毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。

一般廃棄物の処分業を行うことができる区域

	区域・事業所	住 所
1	厚木ヤクルト販売(株)	酒井2565
2	アンリツ(株) 厚木事業所	恩名5-1-1
3	青山学院大学	相模原市中央区淵野辺5-10-1

- * 一般廃棄物の処分業を行うことができる区域の変更がある場合は、許可申請事項変更届により速やかに届け出ること。
- * 一般廃棄物の処分について、処理業者は前月分の事業実績を毎月10日までに実績報告書により提出すること。

COPY